

企画提案仕様書

1. 案件名

キャッチコピー及びロゴマーク制作業務委託

2. 履行場所

八千代市大和田新田 3 1 2 - 5 八千代市役所

3. 履行期間

契約締結日の翌日～令和 7 年 2 月 2 8 日

4. 業務の目的

市の魅力が伝わりやすいキャッチコピー及びロゴマークの制作により、それらを活用し、本市の魅力を市内外に効果的に PR することで、市への愛着や誇りの醸成及び市のイメージ向上を図る。

5. 業務内容

キャッチコピー及びロゴマークの制作

(1) キャッチコピー及びロゴマークは次の要件を満たすこと。

- ・本市の魅力を PR することがコンセプトになっていること。
- ・キャッチコピーは端的でわかりやすい表現となっており、キャッチコピー単体で活用できるデザインのほか、本市のターゲットとする 20～30 代の女性が好むデザインのロゴマークと組み合わせた一体的なデザインとして、様々な活用ができること。
- ・ポスター、チラシや名刺などの印刷物等に掲示することを想定し、目に留まりやすく、印象に残るデザインとなっていること。
- ・八千代市オリジナルのデザインとなっていること。
- ・描画ソフトにより作成されたもので、デザインは拡大・縮小しても使用可能なものとなっていること。(手描きは不可)
- ・色彩は自由。ただし、単色刷りでも識別が可能なデザイン及び配色であること。
- ・制作に当たり、市のイメージを抽出する過程において、市民や職員の意見を取り入れること。
- ・キャッチコピーの内容及びロゴマークのデザインについて市と協議し、必要に応じて修正すること。
- ・キャッチコピー及びロゴマークはタイプの違うものを 3 案提案すること。3 案について公表し、市民や職員の意見を反映した上で 1 案に決定する。(修正を加える場合有)

(2) 制作上の留意点

- ・キャッチコピー及びロゴマークはすべて未発表で、オリジナル作品であること。
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーのカラーやサイズ，周辺余白，ステッカー等で展開する場合の規則を統一し，細かく定めたデザインマニュアルを制作すること。（提案時にデザインマニュアルは不要。決定したもののみ制作する。）
- ・ロゴマーク及びキャッチコピーに修正・追加を加える場合があるため，その作業費用も考慮すること。また，その場合において，受託者は著作権法第20条に規定する同一性保持権の行使は行わないこと。

(3) キャッチコピー及びロゴマークの納品期限

- ①提案した3案について市と協議の上，市の定める期日までにデータ形式（jpeg 形式等）で納品。
- ②1月に実施する市民投票において最終1案の決定後，納品日までにロゴマーク及びキャッチコピーの成果物を納品。

6. 成果物

- ・報告書（紙媒体及び電子媒体を各1部）
- ・キャッチコピー及びロゴマークの画像データ（カラー展開3種類（カラー，グレースケール，白黒）のai, jpeg, gif, png, PDF）
- ・デザインマニュアルの電子媒体

7. 支払方法

履行後一括払い

8. その他

(1) 著作権については、以下の取扱いとする。

- ・本業務により新たに発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は，八千代市に帰属することとし，八千代市（八千代市が指定するものを含む。）は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
ただし，受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識，技術に関する権利等（以下「権利保留物」という。）については，受託者に留保するものとし，この場合八千代市は権利保留物について独占的に使用できるものとする。
- ・受託者は，本業務の成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は，当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

- ・受託者は、八千代市に対し、本市納品物に関する著作権人格権を一切行使しないものとする。
 - ・採用するロゴマーク及びキャッチコピー案から生じる商標権等の権利者は八千代市とする。
 - ・キャッチコピー及びロゴマークについて、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において、当該紛争における一切を処理しなければならない。
 - ・受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (2) 受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、受託者と市企画部シティプロモーション課が必要に応じて協議するものとする。